

- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官・公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
7. 受注者は、現場技術業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、現場技術業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

1-31 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を調査職員に報告しなければならない。
2. 調査職員は、天災等に伴い、成果物の品質及び履行期間の遵守又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第2章 監督に関する補助業務

2-1 業務実施報告

1. 受注者は、別に定める様式により、次に挙げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、発注者に毎月にとりまとめて書面に提出するものとする。
 - (1) 天候、雨量等の気象に関する事項
 - (2) 実施した業務の内容
 - (3) その他必要事項
2. 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面（引継事項記載書）で提出するものとする。
 - ・ 業務実施にあたり留意すべき点（施工条件、地元との協議内容等）
 - ・ 業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況

2-2 業務内容

受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、以下の業務を行うものとする。

1. 請負工事の契約の履行に必要な資料の作成等
 - (1) 受注者は、工事の設計図書等に基づく工事請負者に対する指示、協議に必要な資料の作成を行い、調査職員に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、工事請負者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。

(3) 受注者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。

- 1) 図書、仕様書が一致しないこと。
- 2) 設計図書に誤記又は脱漏があること。
- 3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- 4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等の設計図書に示された自然又は人為的な施工状況と実際の工事現場が一致しないこと。
- 5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 6) 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

(4) 受注者は、調査職員の指示により工事の設計変更、工事完成検査又は既済部分検査等に必要な調査、測量又は図書等の資料作成を行い、調査職員に提出するものとする。

2. 請負工事の施工状況の照合等

- (1) 受注者は、使用材料（支給品材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
- (2) 受注者は、調査職員の指示により施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
- (3) 受注者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事受注者に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。
- (4) 不可視部分や重要構造物の段階的確認等について、結果を速やかに報告するものとする。

3. 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

受注者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料の作成及び立会を行い、その結果を報告又は提出するものとする。

4. その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時には調査職員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

2-3 業務区分

業務の区分は原則として下表のとおりとする。

内容	調査職員	受注者
1 設計照査 ① 設計図の照査 ② 材料表の照査	○ ○	◎ ◎
2 工事全体計画 ① 関係諸官庁折衝	◎	○

② 地主地元折衝	◎	○
③ 全体工事施工工程の検討	○	◎
3 書類の整理		
① 工事請負契約に関する書類	◎	○
② 工事施工状況に関する書類		
(1) 施工計画書の検討	○	◎
(2) 現場工事日誌	○	◎
(3) 工事確認記録表	○	◎
(4) 材料検査結果綴	○	◎
(5) 品質管理資料綴	○	◎
(6) 材料支給簿	○	◎
(7) 工事現場発生品綴	○	◎
③ その他施工管理に必要な書類及び帳簿	○	◎
4 工事の監理		
① 着工の打合わせ	○	◎
② 仮設物の設置承認	◎	○
③ 設計図書と工事現場の状態との不一致	○	◎
④ 施工の立会い又は確認	○	◎
⑤ 材料検査	○	◎
⑥ 改造命令	◎	○
⑦ 破壊検査	◎	○
⑧ 貸与品及び支給材料の取扱い	○	◎
⑨ 工事の変更、中止等	◎	○
⑩ 臨機の措置	◎	◎
⑪ 施工図関係	○	◎

受注者◎ — 調査職員○

調査職員が主体性をもってすべてを実施したものを発注者がチェックする方法

受注者○ — 調査職員◎

調査職員が主として実施するが、この際受注者は発注者の指示により補助作業を行う事項

受注者◎ — 調査職員◎

双方共、主体性をもって実施する事項

2-4 施工計画書

受注者は、工事請負者から提出された施工計画書（工程計画、現場組織、機械の搬入

及び使用計画、仮設備施工法、安全施工管理ならびに災害体制等）を詳細に検討しその結果を調査職員に報告するものとする。

2-5 工程管理図

受注者は、工事請負者が工事の進捗状況を記入した工程管理図に注意し、工事が遅延するおそれがあれば、遅延なく調査職員に報告するものとする。

2-6 立会い

受注者は、工事完成後外面から明視することができない工事、又は施工の進行過程を記録写真等書類的な方法ではその状況を把握することが十分でない工事等については、現場で立会い、設計図書に適合しない場合は工事請負者に伝えるとともに、その結果を調査職員に報告するものとする。

2-7 検測

受注者は、請負工事の施工状況について現地で検測を行いその品質又は出来形が設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えるとともにその結果を調査職員に報告するものとする。

2-8 材料検査等

受注者は、調査職員の指示により工事請負者が提出する材料試験結果を検討するほか、材料試験に立会い、又は材料検査を実施し、設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。

2-9 品質管理

受注者は、工事請負者が仕様書に定められた品質管理試験を忠実に実行しているか確認し、その結果を調査職員に報告しなければならない。

2-10 工事請負者に対する支給品等

1. 受注者は、発注者が工事請負者に対して支給し、又は貸与する物品について、その都度、別に定める事項を記入した受領書又は借用書を工事請負者から徴して調査職員に提出するとともに、その物品の状況を報告するものとする。
2. 受注者は、工事請負者から発注者に貸与品の返還があった場合は、別に定める事項を記入した返還書を工事請負者から徴して調査職員に提出するとともに、その物品の状況を報告するものとする。

2-11 工事現場発生品

受注者は、請負工事の施工によって生じた現場発生品について、工事請負者の提出する調書を照査して、調査職員に報告するものとする。

2-12 工事検査の立会

受注者は、調査職員の指示により請負工事に係わる工事検査に立会うものとする。

2-13 事故報告

受注者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかにその状況を調査職員に報告すること。

2-14 書面での報告

第2章（監督に関する補助業務）の各条にいう書面で調査職員に報告するとは、業務

実施報告書によるものとする。

2-15 業務委託証明書

受注者は、発注者に業務を行う担当技術者の業務委託証明者発行申請書（別記様式）を提出し、業務委託証明者発行の確認を受けなければならない。

なお、担当技術者は業務委託証明書を携帯し業務に当たらなければならない。